

今回のテーマ「育成就労制度運用要領の一部改正」について

育成就労制度運用要領の一部改正（4月6日付）が発表になりました。

「第5章 監理支援機関の許可等」についても一部改正があり、許可申請手数料の額が示されました。

改正箇所の詳細は、外国人技能実習機構 HP（育成就労制度について）を確認ください。  
[https://www.otit.go.jp/employment\\_for\\_skill\\_development/index.html](https://www.otit.go.jp/employment_for_skill_development/index.html)

監理支援機関の許可申請手続

3. 手数料・登録免許税について

申請を行う際には、申請書類一式を提出する際に併せて、下記の手数料等を納付したことが分かる資料を添えて提出してください。

なお、一度納付された手数料（登録免許税を除く）は、後になって申請を取り下げたとしても**還付できません**ので留意願います。

手数料・登録免許税の金額と納付先は以下のとおりです。

種類	金額	納付先	納付方法
(1) 申請手数料	10,600円+4,400円×（全監理支援事業所数-1）	国 （主務省庁）	収入印紙
(2) 調査手数料	81,000円+57,600円×（全監理支援事業所数-1）	機 構	払込票
(3) 登録免許税	15,000円	日本銀行 又は 税 務 署	現金納付

(1) 申請手数料

申請手数料は、

★ **申請書の所定の欄に必要額の収入印紙を貼付して納付**

してください。

申請書に貼付された収入印紙は、申請の受理時に機構において消印しますので、その後に申請の取下げ等を行ったとしても、**還付できません**ので、ご留意願います。